

資料 8 - 4

(1) 事業所関係

問1 台帳に登録されている事業所は、緊急が発生した場合に必ず受け入れを行わなければならないのか

(答)

必ず受け入れなければならないものではない。受け入れが難しければ、他に台帳登録されている事業所へ調整を行うことになる。

(2) 利用者

問1 緊急発生時に台帳登録のある短期入所事業所を必ず利用できるのか

(答)

緊急発生時に台帳登録のある事業所を必ず利用できるものではない。
あらかじめ台帳登録を行っておくことで、緊急発生時に関係機関への受け入れ調整が円滑に行える。

問2 緊急が発生した場合の発報者はだれになるのか

(答)

本人や家族のほか、近隣住民等の発見者が想定される。

問3 緊急が発生した場合、障害者の方が事業所等まで行く手段はどうなるのか

(答)

台帳登録のある支援関係者で情報共有を行い対応する。

問4 緊急発生から対応までの時間はどのくらいかかるのか

(答)

現地状況を確認する者と受け入れ先を確認する者など複数で対応を行う。
実際の状況によるため連絡通報後何分に対応できるかはわからないが、できるだけ早めに対応を行う。

問5 短期入所以外のサービス利用での対応はあるのか

(答)

平日の日中などに緊急が発生し、台帳登録短期入所事業所の利用が難しい場合には、必要に応じてグループホームや対象者が定期的に利用している訪問系サービス事業所、通所サービス事業所等へも緊急の対応について確認を行う。

短期入所以外のサービス利用についても連絡調整により必ず利用できるものではない。

(3) 台帳登録について

問1 台帳登録をするためにはどうしたらよいのか

(答)

見附市健康福祉課障害福祉係または担当の相談支援事業所にご相談ください。

生活や家族状況等の聴き取りを行い、対象要件に該当しているかどうかの確認を相談支援事業所連絡会議にて行います（毎月第三木曜日）。

必要性が認められた場合は、担当の相談支援事業所から台帳作成を行います。

問2 障害支援区分がない場合、台帳登録はできるか

(答)

緊急発生時にスムーズな受け入れ調整が行えるように、原則、障害支援区分が必要です。

問3 短期入所事業所を利用したことがない場合はどうしたらよいのか

(答)

見附市健康福祉課障害福祉係と相談支援事業所等で確認を行い、短期入所事業所の利用調整を行います。必要になる支援をあらかじめ事業所、本人、ご家族間等で共有するため、体験利用等での利用が必要になります。短期入所事業所の体験利用等については、利用者によって障害福祉サービスの利用に慣れる必要性や本人の特性を知るためのアセスメントを行う必要があり、利用までに時間がかかる場合があります。

問4 登録者台帳の「8.サービス受け入れ調整事業所」については利用したことがない短期入所事業所等も記載してよいのか

(答)

「8.サービス受け入れ調整事業所」については、事業所との契約があり、受け入れ予定事業

所と緊急時の連絡調整等の可能性について確認ができているものに限る。

問5 台帳登録内容（緊急連絡先）に変更があった場合はどうしたらよいのか

（答）

見附市健康福祉課障害福祉係にご連絡ください。その都度、台帳の変更を行います。

問6 障害を持っているが障害福祉サービス等の利用がなく、障害支援区分もない場合は台帳登録できるのか

（答）

見附市健康福祉課障害福祉係にご相談ください。必要な障害福祉サービスへの調整を行います。また、サービス利用に向けて相談支援事業所へも連絡調整させていただきます。